

●共通事項 Q&A

質問	回答
1 業種の希望について、何業種まで希望できるのか？	①物品買入等 全業者：6 業種 ②建設工事 町内業者（本店・支店問わず）：7 業種 上記以外の業者：2 業種 ③地質調査、測量及び設計監理等 全業者：4 業種
2 現在すでに登録している業者が、業種の追加をしたい場合は、どうすればよい か？	現在の資格を「入札参加資格取り下げ書」にて取り下げたうえで、新たに期間内に申請する必要があります。 取り下げ理由には、取り下げ時期を記載してください。記載した時期以降の入札参加資格取り下げとして扱います。様式は、「入札参加資格審査申請受付（令和8年2月16日まで）」または、「しごと・作業→入札・契約→申請書・様式等→その他」にあります。
3 片面印刷とのことだが、登記事項証明書等も片面印刷にしなければならない か？	原則、片面印刷としますが、登記事項証明書や共通様式（様式1）：一般競争（指名競争）参加資格審査申請書、業務経歴書及び技術者経歴書は、両面印刷（長辺綴じ）していただいて問題ありません。
4 納税証明書（府税）について、「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金のな いことの証明書」の提出でもいいのか。 また、法人事業税とあるが、府民税の証明も必要か？	お見込みのとおりです。最近2ヶ年分の納期到来後の未納額がないことを証明 するものを提出してください。 提出書類としているのは、法人事業税ですので、不要です。
5 納税証明書（府税・町税）は、（大阪・河南）支店があれば、提出する必要が あるのか？	本町と契約する本社（店）又は支店が大阪府内にあれば、納税証明書（府税） は必要です。同じように、本町と契約する本社（店）又は支店が河南町内にあ れば、納税証明書（町税）は必要です。それ以外であれば、必要ありません。

6	本社所在地について、登記上と実際の所在地が異なる場合、2段書きるのは、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書のみで良いのか？	登記上と実際の所在地が異なる場合、2段書きるのは、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書・委任状・使用印鑑届・業者登録カードとなります。
7	町内業者で登録するための条件はありますか？	審査申請書の提出期間の末日において、河南町内に営業所（建設工事にあっては建設業法第3条第1項に規定する営業所をいいます。）を有し、かつ、 <u>法人にあっては、その営業所が商業登記簿に記載されているもの</u> をいい、個人にあっては、その代表者が河南町の住民基本台帳又は外国人登録原票に記載又は登録されている者をいう。
8	入札参加資格の登録をした後、一定期間は入札に参加できないという制限はありますか？	そのような制限はありません。登録後、資格が有効になれば入札に参加できます。